## 

及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

- 備者) 1 消防設備点検業務等に加煙試験を含む場合にも、本項の判断の基準を適用する。
  - 2 「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成 13 年 法律第 64 号)第 2 条第 1 項に定める物質をいう。

## 清掃 【判断の基準】

- ○次のいずれかの要件を満たすこと。
  - ①次の要件を満たすこと。
    - ア. 清掃において使用する物品が特定調達品目に該当する場合は、判断の基準を満たしている物品が使用されていること。
    - イ. 洗面所の手洗い洗剤として石けん液又は石けんを使用する場合には、資源有効利用の観点から、廃油又は動植物油脂を原料とした石けん液又は石けんが使用されていること。ただし、植物油脂が原料として使用される場合にあっては、持続可能な原料が使用されていること。
    - ウ. ごみの収集は、資源ごみ (紙類、缶、びん、ペットボトル等)、生ごみ、可燃ごみ、不燃ごみを分別し、適切に回収が実施されていること。
    - エ. 資源ごみのうち、紙類については、古紙のリサイクルに配慮した分別・回収が実施されていること。また、分別が不徹底であった場合や排出量が前月比又は前年同月比で著しく増加した場合は、施設管理者と協力して改善案の提示がなされること。
    - オ. 清掃に使用する床維持剤 (ワックス)、洗浄剤等の揮発性有機化合物の含有量が指針値以下であること。
    - カ.環境負荷低減に資する技術を有する適正な事業者であり、より環境 負荷低減が図られる清掃方法等について、具体的提案が行われている こと。
  - ②エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。

## 【配盧事項】

- ①清掃に用いる床維持剤、洗浄剤等は、使用量削減又は適正量の使用に配慮されていること。
- ②補充品等は、過度な補充を行わないこと。
- ③洗剤を使用する場合は、清掃用途に応じ適切な水素イオン濃度 (pH) のものが使用されていること。
- ④清掃に使用する床維持剤、洗浄剤等については、可能な限り指定化学物質 を含まないものが使用されていること。
- ⑤清掃に当たって使用する電気、ガス等のエネルギーや水等の資源の削減に 努めていること。
- ⑥建物の状況に応じた清掃の適切な頻度を提案するよう努めていること。
- ⑦清掃において使用する物品の調達に当たっては、特定調達品目に該当しな。